○ 認定資金決済事業者協会に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第六号)

六 (略) する書面	婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該五 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて令第二十三条第	5 3	上る。 三条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類と第二条 資金決済に関する法律施行令(以下「令」という。)第二十(認定の申請書の添付書類)	改正案
五 (略)	(新設)	一~四 (略)	た。 三条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類と第二条 資金決済に関する法律施行令(以下「令」という。)第二十(認定の申請書の添付書類)	現